

水戸市上下水道局水道部緊急時材料供給協力事業者登録要項

(趣旨)

第1条 この要項は、災害等発生時において必要となる導水管、送水管、配水管、給水管等の修理材料を水戸市上下水道局水道部（以下「水道部」という。）に供給することに関し、協力することができる事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、「事業者」とは、水戸市物品調達等の契約事務に関する規程（平成7年水戸市規程第10号）第5条に規定する認定業者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者をいう。

(台帳への登録)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、災害等発生時の材料供給に関し、水道部に協力することができる事業者を登録するため、水戸市上下水道局水道部緊急時材料供給協力事業者登録台帳（以下「台帳」という。）を作成するものとする。

2 材料供給に協力を希望する事業者は、水戸市上下水道局水道部緊急時材料供給協力事業者登録届（様式第1号）により、管理者に次に掲げる事項のうち、協力可能な事項を限定して申し出るものとする。

(1) 水道部が修理時に使用する材料供給に関する事項

(2) その他協力可能事項

3 管理者は、前項の規定による届をした事業者が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、台帳に登録し、当該届をした事業者にその旨を通知するものとする。

(1) 水戸市暴力団排除条例（平成24年3月水戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団等

(2) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第15条第1項又は第2項に違反している事実がある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、登録届を受領することが適当でないと管理者が判断する事業者

4 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときは、水戸市上下水道局水道部緊急時材料供給協力事業者登録変更届（様式第2号）により、遅滞なく管理者に申し出るものとする。

(登録期間)

第4条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、前条第3項に規定する登録の通知日から、当該通知日現在有効な資格者名簿の有効期間の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申し出がなく、かつ、新しい資格者名簿に当該登録事業者が掲載された場合は、登録期間をさらに新しい資格者名簿の有効期間の末日まで延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第5条 管理者は、登録事業者が水戸市上下水道局水道部緊急時材料供給協力事業者登録抹消届（様式第3号）により登録の抹消を届けたとき及び第3条第3項第1号又は第2号に該当したとき並びにその他本要項による協力が困難であると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(協力の実施)

第6条 登録事業者は、災害等発生時において管理者からの要請に基づき、第3条第2項の規定に基づき届をした事項につき、自己の都合の範囲内で最大限の協力をするものとする。

(費用の負担)

第7条 前項の規定により登録事業者が行う協力活動に要する費用は、原則として水道部が負担するものとし、その額は水道部と登録事業者との協議により定めるものとする。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、要項の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

付 則 (令和3年8月5日施行)

この要項は、公布の日から施行する。